

山形商工会議所会館5階貸会議室のご利用にあたって

◆これは、「会館施設貸出管理運営規則」に基づき、会議室の利用にあたり使用者に遵守いただく内容です。事前に必ずご確認ください、内容を承諾したうえでお申込みください。

山形商工会議所（総務企画課）

〒990-8501 山形県山形市七日町 3-1-9

電話 023-622-4666 F A X 023-622-4668

U R L <http://www.yamagata-cci.or.jp/>

E-mail soumu@yamagata-cci.or.jp

□申込受付

- * 使用日の3ヶ月前よりお申込みいただけます。
- * 受付時間は、休館日を除き平日の午前9時から午後5時までとなります。
- * 利用時間は1時間単位とし、搬入・搬出を含めた時間でお申込みください。

□ご利用可能時間

- * 休館日を除き平日の午前9時から午後5時までとなります。（受付・搬入・搬出を含む）
- * 会館の休館日は、土曜日・日曜日・祝祭日並びに年末年始および当所が定めた日となります。
- * 当所主催のイベント（山形花笠まつり等）の期間は利用できません。

□ご利用可能期間

- * 休館日を除き最大で連続して同一週の5日までとなります。

□使用料金等

- * 使用料金は別表「山形商工会議所会館施設使用料金表」のとおりです。なお、使用予定日の7日前以降にキャンセルの場合は規定料金の50%、当日にキャンセルの場合は規定料金の100%のキャンセル料が発生いたします。

□ご利用にあたっての制限

- * 次のいずれかに該当する場合はご利用いただけません。
 - (1) 会議所の目的に反するとき、又は会議所において不相当と認めるとき
 - (2) 公序良俗を乱すおそれがあるとき
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき
 - (4) 政治目的のために使用するとき
 - (5) 宗教団体が不況の目的で使用するとき
 - (6) 暴力団等の反社会的勢力に属していると認められるとき
 - (7) 施設又は設備の損傷するおそれがあるとき
 - (8) その他会館の管理及び運営に支障があると認められるとき

□ご利用にあたっての注意事項

- (1) 使用者は、当日の開始時および終了時に2階事務所総務課へお立ち寄りください。
- (2) 喫煙する場合は、1階指定喫煙室をご利用ください。
- (3) 当会館には、AED（自動体外式除細動器）を5階と2階事務所に設置しております。緊急時には適宜ご使用ください。
- (4) 定員を超える人員を入館させないでください。
- (5) 当会館の駐車場はご利用いただけません。あらかじめご来館の皆様へご通知ください。
- (6) 許可なく壁・柱等に張り紙、また釘類を打たないでください。
- (7) 許可なく物品の販売又は金品の募集並びにその他これに類する行為をしないでください。
- (8) 使用を許可されない施設には立ち入らないでください。
- (9) 火気を使用しないでください。
- (10) 危険物を持ち込まないでください。
- (11) 騒音を発し、暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- (12) ゴミはゴミ袋を持参しすべてお持ち帰りください。またゴミを残したり、汚れが著しく清掃を必要とする場合には別途清掃料をいただきますのでご了承ください。
- (13) 酒類を伴う飲食はできません。（弁当等は可）
- (14) 利用日前に荷物を当所宛に発送される場合は、事前に必ずご相談ください。連絡をせずに荷物を発送された場合、受け取りができません。また原則一時預かりはいたしませんので、集荷手続きは使用者側ですべて行ってください。
- (15) 来館者からの問合せには対応できかねます。来館者に当所からの案内と誤認されないよう案内物へ主催者様のご連絡先を必ず明記してください。
- (16) 使用者は、当所の許可無く第三者に会議室の使用権の全部または一部の譲渡、あるいは転貸することはできません。
- (17) 会館を使用する上で行政官庁への届出が必要な場合は使用者側で届出を行なってください。

□使用できる備品と設備

* 数量が制限されますので必ず事前にご相談ください。

* 無料

- (1) マイク（ワイヤレス最大4本・ピンマイク1個）
- (2) ホワイトボード
- (3) お茶道具（茶葉はご持参ください）

* 有料

- (1) プロジェクター（半日 3,000円 1日 5,000円）
- (2) スクリーン（半日 1,000円 1日 2,000円）

□免責

- (1) 施設利用中の展示物及び使用者・来館者の持ち込み品（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず会議所は一切の責任を負いません。
- (2) 天変地異や関係各省庁等からの指導、その他会議所の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。